

介護老人福祉施設 筑波キングスガーデン 利用料金表



介護保険負担割合が、1割負担の場合の計算表です。ご自分の介護保険負担割合証をご確認下さい。

2024年4月1日

A 施設サービス費・加算	①介護福祉施設サービス費(Ⅱ)多床室(要介護度別) (単位)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		589	659	732	802	871
	②日常生活継続支援加算(Ⅰ) (単位)	36	36	36	36	36
	③看護体制加算(Ⅰ)□ (単位)	4	4	4	4	4
	④看護体制加算(Ⅱ)□ (単位)	8	8	8	8	8
	⑤夜勤職員配置加算(Ⅰ)□ (単位)	13	13	13	13	13
	⑥個別に応じた加算 下記のC(a表)の30日あたりの総単位数	a	a	a	a	a
	⑦介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(単位) (①~⑥の総単位数×8.3%(端数四捨五入) ※右記数値はa表の反映無し)	1619	1793	1975	2149	2321
	⑧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(単位) (①~⑥の総単位数×2.7%(端数四捨五入) ※右記数値はa表の反映無し)	527	583	642	699	755
	⑨介護職員等ベースアップ等支援加算(単位) (①~⑥の総単位数×1.6%(端数四捨五入) ※右記数値はa表の反映無し)	312	346	381	414	447
30日あたりの総単位数 ※C(a表)の単位は含んでいない合計を表しています。	19500	21600	23790	25890	27960	
地域区分単価(7級地 3%) 1単位10.14円 (①~⑨の総単位数に乘じる(端数切り捨て)	1単位10.14円	1単位10.14円	1単位10.14円	1単位10.14円	1単位10.14円	

B 居住費・食費を含めた金額 個別加算aは除きます)	世帯全員が市町村民税非課税	生活保護者 老齢福祉年金受給者等	利用者負担第1段階	⑩居住費	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	
				⑪食費(基準費用額¥1,445)	¥300	¥300	¥300	¥300	¥300	
				1ヶ月あたり(30日)の自己負担合計額 ⑥個別加算C(a表)の合計を除く	¥31,264	¥33,662	¥36,162	¥38,560	¥40,923	
			年金収入等 80万円以下の方	利用者負担第2段階	⑩居住費	¥370	¥370	¥370	¥370	¥370
				⑪食費(基準費用額¥1,445)	¥390	¥390	¥390	¥390	¥390	
				1ヶ月あたり(30日)の自己負担合計額 ⑥個別加算C(a表)の合計を除く	¥45,064	¥47,462	¥49,962	¥52,360	¥54,723	
			年金収入等80万円超120万円以下の方	利用者負担第3段階①	⑩居住費	¥370	¥370	¥370	¥370	¥370
				⑪食費(基準費用額¥1,445)	¥650	¥650	¥650	¥650	¥650	
				1ヶ月あたり(30日)の自己負担合計額 ⑥個別加算C(a表)の合計を除く	¥52,864	¥55,262	¥57,762	¥60,160	¥62,523	
			年金収入等120万円超	利用者負担第3段階②	⑩居住費	¥370	¥370	¥370	¥370	¥370
	⑪食費(基準費用額¥1,445)	¥1,360		¥1,360	¥1,360	¥1,360	¥1,360			
	1ヶ月あたり(30日)の自己負担合計額 ⑥個別加算C(a表)の合計を除く	¥74,164		¥76,562	¥79,062	¥81,460	¥83,823			
	上記以外の方	利用者負担第4段階	⑩居住費	¥855	¥855	¥855	¥855	¥855		
		⑪食費(基準費用額¥1,445)	¥1,445	¥1,445	¥1,445	¥1,445	¥1,445			
		1ヶ月あたり(30日)の自己負担合計額 ⑥個別加算C(a表)の合計を除く	¥91,264	¥93,662	¥96,162	¥98,560	¥100,923			

年金収入等：公的年金等収入金額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額。

C 個別 に 加 算 a 表	初期加算（単位）	新規入所または、入院（1ヶ月以上）後につき加算。30日以内に限り、一日あたり。	30	
	安全対策体制加算（単位）	入所時に、1回のみ算定。	20	
	外泊時費用（単位）	1ヶ月に6日を上限として加算。但し月をまたぐ場合には最大で12日間加算。居住費も同時に負担することになります。	246	
	療養食加算（単位）	医師の指示に基づき療養食を提供した場合に加算。1回（食）あたり、6単位。	6	
	栄養マネジメント強化加算（単位）	栄養管理基準を満たした場合に加算。一日あたり。	11	
	再入所時栄養連携加算（単位）	医療機関に入院し、厚生労働大臣が定める特別職等が必要とする場合に加算。月あたり。	200	
	退所時栄養情報連携加算（単位）	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする者又は低栄養状態であると医師が判断した者につき、管理栄養士が情報提供。	70	
	経口維持加算（Ⅰ）（単位）	経口食事摂取を計画し、行った場合に加算。月に1回の算定。	400	
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）（単位）	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方に加算	4	
	若年性認知症利用者受入加算（単位）	若年性認知症利用者が該当。一日あたり。	120	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算（単位）	医師診断に基づき7日を限度に加算	200	
	排せつ支援加算（単位）	加算（Ⅰ）	排せつに介護を要する方への支援を行った場合に加算。月あたり。	10
		加算（Ⅱ）	排尿便状態一方の改善有り・悪化無し。又は、おむつ使用有→無し。月あたり。	15
		加算（Ⅲ）	排尿便状態一方の改善有り・悪化無し。且つ、おむつ使用有→無し。月あたり。	20
	褥瘡マネジメント加算（単位）	加算（Ⅰ）	褥瘡に関する評価・計画・管理・記録の実施。一日あたり。	3
		加算（Ⅱ）	褥瘡に関する評価・計画・管理・記録の実施。褥瘡の発生がない場合。一日あたり。	13
	口腔衛生管理加算（単位）	加算（Ⅰ）	計画的な口腔衛生の管理を行った場合に加算。月あたり。	90
		加算（Ⅱ）	計画的な口腔衛生の管理を行った場合に加算。厚労省への情報提出実施。月あたり。	110
	科学的介護推進体制加算（単位）	加算（Ⅰ）	厚労省へ心身状況等に係る基本情報を提出。月当たり。	40
		加算（Ⅱ）	厚労省へ心身状況等に係る基本情報・疾病状況を提出。月当たり。	50
	自立支援促進加算（単位）	医学的評価に基づくりハビリ、日々の過ごし方へのケアを実施。月あたり。	280	
	ADL維持等加算（単位）	加算（Ⅰ）	ADLの維持に対する評価を行う。6か月目の評価。ADL利得1以上。月あたり。	30
		加算（Ⅱ）	ADLの維持に対する評価を行う。6か月目の評価。ADL利得2以上。月あたり。	60
		加算（Ⅲ）	計画的な個別機能訓練を行った場合に加算。一日あたり。	12
	個別機能訓練加算（単位）ⅠⅡⅢの併算定。	加算（Ⅰ）	計画的な個別機能訓練を行った場合に加算。厚労省への情報提出実施。月あたり。	20
		加算（Ⅱ）	個別機能訓練、口腔の健康状態の情報、栄養状態の情報を共有。月あたり。	20
		加算（Ⅲ）	個別機能訓練、口腔の健康状態の情報、栄養状態の情報を共有。月あたり。	20
	在宅サービス利用費用（単位）	居宅における外泊時に、施設からの在宅サービスを利用した場合に加算。（月6日限度）	560	
	在宅・入所相互利用加算（単位）	在宅期間・入所期間を予め設定し、利用した場合に加算。	40	
	配置医師緊急時対応加算（単位）	配置医師が、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、診療を行った場合に、1回ごとに加算。	早朝・夜間 深夜	650 1300
協力医療機関連携加算	協力医療機関と施設が、同意を得て、入所者の情報共有の定期的会議を行っている場合に加算。月あたり。	R7.3.31までの期間	100	
看取り介護加算（Ⅱ）（単位）	協力医療機関と施設が、同意を得て、入所者の情報共有の定期的会議を行っている場合に加算。月あたり。	R7.4.1からの期間	50	
	医師が終末期であると判断した上で、本人又は家族の同意の下に看取り介護を行ない、施設で死亡の場合に、30日を上限として加算	① 死亡日以前31～45日	72	
		② 死亡日以前4～30日	144	
		③ 死亡日前日、前々日	780	
		④ 死亡日	1580	
退所時等相談援助加算（単位）	退所前訪問相談援助加算	月あたり	460	
	退所後訪問相談援助加算	月あたり	460	
	退所時相談援助加算	月あたり	400	
	退所前連携加算	月あたり	500	
	退所時情報提供加算	月あたり	250	
特別通院送迎加算（単位）	透析を要する方、月に12回以上、通院のため送迎を行った場合に算定。	594		
新興感染症等施設療養費（単位）	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、医療機関の確保。感染対策した上で介護サービス実施。連続5日上限。	240		

そ の 他	居室調整額	外泊・入院7日目より算定されます。（日額）	¥370
	日常費用受入・支払代行費	預り金管理費用、日常生活費用、各種行政上支払い等代行を行います。（月額）	¥3,000
	出張による理美容サービス	理美容師による、散髪。	¥2,000

ご利用料合計額は、上記の表、「A+B+C(a表)+その他」の総額となります。オモテ面の表の合計金額に、(個人別に異なる)加算分C(a表)が加えられる事になります。

※ご利用料は、原則、口座引き落としです。常陽銀行が指定銀行です。

※要介護1および要介護2は、特例入所に該当した場合のみ、入所することができます。